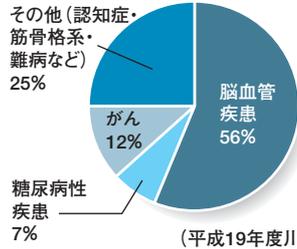


特定健診を受けましょう

健康管理は、病気にならない(一次予防)、早く治す(二次予防)、悪化させない(三次予防)ことが大切です。自覚症状が現れないうちは、「まだ大丈夫」と、放置してしまうことが多いですが、体の中では変化が起こっています。自覚症状が現れたら健康を取り戻すのは容易ではありません。健診をうまく活用し、予防を心がけましょう。

川口市国民健康保険の特定健診(40~74歳対象)の実施期間は平成21年2月28日(土)までです。まだ、受診されていないかたは今すぐ予約を!

《65歳未満で介護が必要になった原因》



(平成19年度川口市介護保険課資料)

予防可能な生活習慣病が約63%を占めています



血管障害を起こしている人の多くが、このような経過をたどります。生活習慣を見直し、健康長寿を目指しましょう!



<A氏 54歳 脳梗塞の例>

年齢	34	42	44	52	54
検査結果・病気	肥満	高中性脂肪	高LDLコレステロール	高尿酸 高血圧	脳梗塞 (軽い麻痺・しびれなど) 過性脳虚血発作

ここで気をつけていけば

リスクが重なり始める

国では、特定健診の受診率やメタボ該当者・予備群の減少率などの目標を定めました。これに基づき、川口市国民健康保険では、平成24年までの目標を次のように定めました。

特定健診受診率……65%

特定保健指導実施率…45%

メタボ該当者・予備群…10%減

目標の達成率により、後期高齢者医療制度への支援金が増減され、保険税に反映される可能性もあります。健診を受け、メタボ人口を減らしましょう。メタボ該当者・予備群のかたには、保健指導のご案内をしています。ぜひご利用ください。

なお、事業所に勤務され、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受診されたかたは、特定健診を受診する必要はありません。その場合は健診結果把握のため、国民健康保険課までご連絡ください。

問い合わせ…国民健康保険課

いよいよ裁判員制度が始まります

来年5月21日から始まる裁判員制度。

その第一歩として、今年、初めての裁判員候補者が誕生します。埼玉県から誕生する裁判員候補者は1万6千560人。候補者のみなさんには、11月末に裁判所から郵便でお知らせを発送しました。裁判員候補者は有権者の中から毎年新しく誕生します。

みなさんの経験や考えを裁判に反映させるために、裁判員制度をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

裁判員制度とは……

裁判員候補者から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかを決める制度です。

ご注意ください……

電話で「裁判員に選任された」などとうそを言い、個人情報を出そうとする悪質な事例がありました。裁判所が、裁判員候補者に選任されたことを電話で通知することはありません。そのような連絡を受けても個人情報をお教えたりせず、最寄りの裁判所や警察署にご相談ください。

裁判員制度について、もっと知りたいと思ったら…

ホームページ (<http://www.saibanin.courts.go.jp>) をご覧くださいか、または、さいたま地方裁判所刑事訟廷事務室

☎048-863-4111 (内線5201) へ問い合わせください。

問い合わせ…総務課